

改正案	現行
<p>（特別株式買取り以外の株式の買取り）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める株式の買取りは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>一 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）から株式（法第十九条第二項第二号に規定する株式をいう。以下この条及び次条において同じ。）の買取りを行おうとする者（次号及び次条において「株式買取り希望者」という。）の申込みに応じて、機構が会員に対して当該株式の売却の申込みをすることを勧誘すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>（発行会社株式買取り以外の株式の買取り）</p> <p>第四条の二 法第三十八条の二第二項に規定する政令で定める株式の買取りは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>一 株式買取り希望者の申込みに応じて、機構が発行会社（法第三十条第一項第三号に規定する発行会社をいう。次号において同じ。）に対して株式の売却の申込みをすることを勧誘すること。</p> <p>二 機構が前号の勧誘を受けて株式の売却の申込みをした発行会社から買い取る当該株式を株式買取り希望者に対して直ちに処分する</p>	<p>（特別株式買取り以外の株式の買取り）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める株式の買取りは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>一 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）から株式（法第十九条第二項第二号に規定する株式をいう。以下この条において同じ。）の買取りを行おうとする者（次号において「株式買取り希望者」という。）の申込みに応じて、機構が会員に対して当該株式の売却の申込みをすることを勧誘すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>（新設）</p>

ことが予定されていること。

(店頭売買有価証券)

第五条 法第三十八条第三項（法第三十八条の第四項において準用する場合を含む。）及び第三十八条の第二第三項（法第三十八条の第三第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債の発行の限度額)

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、二十兆円とする。

(店頭売買有価証券)

第五条 法第三十八条第三項（法第三十八条の第二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債の発行の限度額)

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、二兆円とする。